

損害賠償の額の決定及び和解について

事故による損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解するものとする。

令和6年6月7日提出

上越市長 中川 幹太

記

1 和解の相手方

(甲) 市内在住 男性

(乙) 市内学校給食調理業務受託事業者

2 和解の要旨

(1) 上越市及び乙は、甲に対し、連帯して、本件事故に関する損害賠償金として、992,836円を払うものとする。

(2) 上越市、甲及び乙は、本件事故に関し、合意書に定めるもののほか、何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日 令和5年9月5日 午後0時25分頃

(2) 事故の発生場所 上越市立小学校（教室内）

(3) 事故の状況 学校の管理下である教室内での給食時間中、食物アレルギーのある児童に、食物アレルギーを起こす物質を含む給食を提供し、相手方が入院及び通院を要したもの